

徳島県告示第七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年十月二十三日次の事務を一般社団法人大学支援機構に委託した。

令和六年一月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

世代を超えて開かれつながらる社会教育推進事業に係る寄附金の収納の事務